

鳥取市集会所管理規則をここに公布する。

平成15年3月 日

鳥取市長 竹 内 功

鳥取市規則第 号

### 鳥取市集会所管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するための、集会所管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	住所
鳥取市田島集会所	鳥取市田島
鳥取市馬場集会所	鳥取市馬場
鳥取市国安集会所	鳥取市国安
鳥取市大杣集会所	鳥取市大杣
鳥取市円通寺集会所	鳥取市円通寺
鳥取市倭文集会所	鳥取市倭文
鳥取市西円通寺集会所	鳥取市西円通寺
鳥取市谷山集会所	鳥取市吉岡温泉町
鳥取市西品治団地集会所	鳥取市安長
鳥取市古海集会所	鳥取市古海
鳥取市下味野集会所	鳥取市下味野

(使用)

第3条 集会所は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 同和地区住民及びその周辺住民の諸会議等
- (2) 同和地区住民及びその周辺住民の社会教育活動・研修・学習等
- (3) その他当該地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合

2 前項の規定により集会所を使用しようとする者は、第9条に定める受託者(以下「管理者」という。)に申し出て、その承認を得なければならない。

(禁止行為)

第4条 集会所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定の政治的又は宗教的活動その他これらに類する行為
- (2) 物品の販売その他の商行為
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者若しくは動物を携行する者
- (2) その他管理上支障があると認められる者

(原状回復)

第6条 使用者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、集会所の施設、その他設備若しくは物品をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第8条 集会所に備品台帳(様式第1号)及び使用簿(様式第2号)を備え、記録しなければならない。

(管理の委託)

第9条 集会所の施設、設備の保全及び使用の承認に関する事務を施設の地区の代表者に委託するものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

備 品 台 帳

品名	構造又は規格	数量	備品番号	取得年月日	処分年月日	摘要

様式第2号（第8条関係）

使 用 簿

使用日時	年 月 日	午前午後	時 分～	時 分	管理者印	
使用団体名				責任者名		
使用室名				使用人数	人	
使用目的						
点検事項	火気	清掃	電気	鍵	その他	

## 鳥取市集会所管理規則を制定する要綱

### 1 制定の目的

この規則は平成15年4月1日の組織改革により、鳥取市集会所管理に関する事項が、鳥取市教育委員会から鳥取市に移管されるに伴い制定することとした。

この規則は同和地区及びその周辺地域に設置されている集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とすることとした。(第1条関係)

### 2 内 容

(1) 集会所の位置について定めることとした。(第2条関係)

(2) 集会所の使用について次の事項を定めることとした。(第3条及び第8条関係)

ア 同和地区住民及びその周辺住民の諸会議等、同和地区住民及びその周辺住民の社会教育活動・研修・学習等、その他該当地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合に使用できる。

イ 集会所を使用する者は、第9条に定める管理者に申し出て、その承認を得なければならない。

ウ 集会所に備品台帳(別紙様式)及び使用簿(別紙様式)を備え記録しなければならない。

(3) 集会所の禁止行為について次の事項を定めることとした。(第4条関係)

ア 特定の政治的又は宗教的活動その他これらに類する行為

イ 物品の販売その他の商行為

ウ 他の使用者に迷惑を及ぼす行為

(4) 集会所の使用の制限について次の事項を定めることとした。(第5条～第6条関係)

ア 他人危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者若しくは動物を携行する者及びその他管理上支障があると認められる場合は入館を拒絶、又は退館を命じることができる。

イ 使用者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(5) 集会所使用時における損害賠償について定めることとした。(第7条関係)

(6) 集会所の施設、設備の保全及び使用の承認に関して、地区の代表者に管理委託することについて定めることとした。(第9条関係)

### 3 施行期日

この規則は平成15年4月1日から施行することとした。

## &lt;合併協議会で確認された調整方針&gt;

- ・地区集会所（公有財産等）  
すべて鳥取市に引き継ぐ。

## 1 改正の目的

鳥取市と国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町とが合併することに伴い、集会所の管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

## 2 改正の内容

(1) 合併町村の集会所を、次のとおり加えることとします。

(現行鳥取市：11施設)

名 称	住 所
鳥取市麻生集会所	鳥取市国府町町屋
鳥取市下佐貫集会所	鳥取市河原町佐貫
鳥取市中井二集会所	鳥取市河原町中井
鳥取市下曳田集会所	鳥取市河原町曳田
鳥取市別府集会所	鳥取市用瀬町別府
鳥取市古用瀬集会所	鳥取市用瀬町古用瀬
鳥取市上葛谷集会所	鳥取市佐治町葛谷
鳥取市小原集会所	鳥取市佐治町小原
鳥取市大井集会所	鳥取市佐治町大井

(2) 集会所における行為の制限等について、他施設の規則条項との整合を図り、条文の整備を行います。

(3) その他、所要の整理を行うこととします。

## 3 施行期日等

(1) 施行期日は、平成16年11月1日とします。

(2) その他所要の経過措置を設けることとしました。

鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

鳥取市長 竹 内 功

鳥取市規則第179号

鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則

鳥取市集会所管理規則（平成15年鳥取市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「集会所」を「鳥取市集会所」に改める。

第2条中「集会所の」を「鳥取市集会所（以下「集会所」という。）の」に改め、同条の表に次のように加える。

鳥取市麻生集会所	鳥取市国府町町屋
鳥取市下佐貫集会所	鳥取市河原町佐貫
鳥取市中井二集会所	鳥取市河原町中井
鳥取市下曳田集会所	鳥取市河原町曳田
鳥取市別府集会所	鳥取市用瀬町別府
鳥取市古用瀬集会所	鳥取市用瀬町古用瀬
鳥取市上葛谷集会所	鳥取市佐治町葛谷
鳥取市小原集会所	鳥取市佐治町小原
鳥取市大井集会所	鳥取市佐治町大井

第3条の見出しを「(使用の基準)」に改め、同条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

(行為の制限等)

第4条 集会所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集会所の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は集会所からの退去を命ずることができる。

第5条を削る。

第6条中「使用者は」を「集会所を使用する者は」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「使用者は、」を削り、「その他設備若しくは物品」を「設備、器具等」に、「場合は」を「者は」に、「その損害」を「市長の認定した損害額」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「集会所」を「市長は、集会所」に、「備品台帳」を「集会所備品台帳」に、「使用簿」を「集会所使用簿」に、「記録」を「必要な事項を記録」に改め、同条に次の1項を加える。

2 集会所を使用した者は、その使用を終了したときは、使用状況を集会所使用簿に記録しなければならない。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、集会所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第9条を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

鳥取市集会所管理規則新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p>○鳥取市集会所管理規則 平成15年3月31日 鳥取市規則第19号</p>	<p>○鳥取市集会所管理規則 平成15年3月31日 鳥取市規則第19号</p>																																																								
<p>(目的) 第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するための鳥取市集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するための集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>																																																								
<p>(名称及び位置) 第2条 鳥取市集会所(以下「集会所」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市田島集会所</td><td>鳥取市田島</td></tr> <tr><td>鳥取市馬場集会所</td><td>鳥取市馬場</td></tr> <tr><td>鳥取市国安集会所</td><td>鳥取市国安</td></tr> <tr><td>鳥取市大杣集会所</td><td>鳥取市大杣</td></tr> <tr><td>鳥取市円通寺集会所</td><td>鳥取市円通寺</td></tr> <tr><td>鳥取市倭文集会所</td><td>鳥取市倭文</td></tr> <tr><td>鳥取市西円通寺集会所</td><td>鳥取市西円通寺</td></tr> <tr><td>鳥取市谷山集会所</td><td>鳥取市吉岡温泉町</td></tr> <tr><td>鳥取市西品治団地集会所</td><td>鳥取市安長</td></tr> <tr><td>鳥取市古海集会所</td><td>鳥取市古海</td></tr> <tr><td>鳥取市下味野集会所</td><td>鳥取市下味野</td></tr> <tr><td>鳥取市麻生集会所</td><td>鳥取市国府町町屋</td></tr> <tr><td>鳥取市下佐貫集会所</td><td>鳥取市河原町佐貫</td></tr> <tr><td>鳥取市中井二集会所</td><td>鳥取市河原町中井</td></tr> <tr><td>鳥取市下曳田集会所</td><td>鳥取市河原町曳田</td></tr> </tbody> </table>	名称	住所	鳥取市田島集会所	鳥取市田島	鳥取市馬場集会所	鳥取市馬場	鳥取市国安集会所	鳥取市国安	鳥取市大杣集会所	鳥取市大杣	鳥取市円通寺集会所	鳥取市円通寺	鳥取市倭文集会所	鳥取市倭文	鳥取市西円通寺集会所	鳥取市西円通寺	鳥取市谷山集会所	鳥取市吉岡温泉町	鳥取市西品治団地集会所	鳥取市安長	鳥取市古海集会所	鳥取市古海	鳥取市下味野集会所	鳥取市下味野	鳥取市麻生集会所	鳥取市国府町町屋	鳥取市下佐貫集会所	鳥取市河原町佐貫	鳥取市中井二集会所	鳥取市河原町中井	鳥取市下曳田集会所	鳥取市河原町曳田	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市田島集会所</td><td>鳥取市田島</td></tr> <tr><td>鳥取市馬場集会所</td><td>鳥取市馬場</td></tr> <tr><td>鳥取市国安集会所</td><td>鳥取市国安</td></tr> <tr><td>鳥取市大杣集会所</td><td>鳥取市大杣</td></tr> <tr><td>鳥取市円通寺集会所</td><td>鳥取市円通寺</td></tr> <tr><td>鳥取市倭文集会所</td><td>鳥取市倭文</td></tr> <tr><td>鳥取市西円通寺集会所</td><td>鳥取市西円通寺</td></tr> <tr><td>鳥取市谷山集会所</td><td>鳥取市吉岡温泉町</td></tr> <tr><td>鳥取市西品治団地集会所</td><td>鳥取市安長</td></tr> <tr><td>鳥取市古海集会所</td><td>鳥取市古海</td></tr> <tr><td>鳥取市下味野集会所</td><td>鳥取市下味野</td></tr> </tbody> </table>	名称	住所	鳥取市田島集会所	鳥取市田島	鳥取市馬場集会所	鳥取市馬場	鳥取市国安集会所	鳥取市国安	鳥取市大杣集会所	鳥取市大杣	鳥取市円通寺集会所	鳥取市円通寺	鳥取市倭文集会所	鳥取市倭文	鳥取市西円通寺集会所	鳥取市西円通寺	鳥取市谷山集会所	鳥取市吉岡温泉町	鳥取市西品治団地集会所	鳥取市安長	鳥取市古海集会所	鳥取市古海	鳥取市下味野集会所	鳥取市下味野
名称	住所																																																								
鳥取市田島集会所	鳥取市田島																																																								
鳥取市馬場集会所	鳥取市馬場																																																								
鳥取市国安集会所	鳥取市国安																																																								
鳥取市大杣集会所	鳥取市大杣																																																								
鳥取市円通寺集会所	鳥取市円通寺																																																								
鳥取市倭文集会所	鳥取市倭文																																																								
鳥取市西円通寺集会所	鳥取市西円通寺																																																								
鳥取市谷山集会所	鳥取市吉岡温泉町																																																								
鳥取市西品治団地集会所	鳥取市安長																																																								
鳥取市古海集会所	鳥取市古海																																																								
鳥取市下味野集会所	鳥取市下味野																																																								
鳥取市麻生集会所	鳥取市国府町町屋																																																								
鳥取市下佐貫集会所	鳥取市河原町佐貫																																																								
鳥取市中井二集会所	鳥取市河原町中井																																																								
鳥取市下曳田集会所	鳥取市河原町曳田																																																								
名称	住所																																																								
鳥取市田島集会所	鳥取市田島																																																								
鳥取市馬場集会所	鳥取市馬場																																																								
鳥取市国安集会所	鳥取市国安																																																								
鳥取市大杣集会所	鳥取市大杣																																																								
鳥取市円通寺集会所	鳥取市円通寺																																																								
鳥取市倭文集会所	鳥取市倭文																																																								
鳥取市西円通寺集会所	鳥取市西円通寺																																																								
鳥取市谷山集会所	鳥取市吉岡温泉町																																																								
鳥取市西品治団地集会所	鳥取市安長																																																								
鳥取市古海集会所	鳥取市古海																																																								
鳥取市下味野集会所	鳥取市下味野																																																								

鳥取市別府集会所	鳥取市用瀬町別府
鳥取市古用瀬集会所	鳥取市用瀬町古用瀬
鳥取市上葛谷集会所	鳥取市佐治町葛谷
鳥取市小原集会所	鳥取市佐治町小原
鳥取市大井集会所	鳥取市佐治町大井

(使用)

第3条 集会所は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 同和地区住民及びその周辺住民の諸会議等
- (2) 同和地区住民及びその周辺住民の社会教育活動、研修、学習等
- (3) その他当該地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合

(行為の制限等)

第4条 地区会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地区会館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は地区会館からの退去を命ずることができる。

(使用)

第3条 集会所は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 同和地区住民及びその周辺住民の諸会議等
- (2) 同和地区住民及びその周辺住民の社会教育活動、研修、学習等
- (3) その他当該地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合

2 前項の規定により集会所を使用しようとする者は、第9条に定める受託者(以下「管理者」という。)に申し出て、その承認を得なければならない。

(禁止行為)

第4条 集会所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定の政治的又は宗教的活動その他これらに類する行為
- (2) 物品の販売その他の商行為
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者若しくは動物を携行する者
- (2) その他管理上支障があると認めら

<p>(原状回復) <u>第5条</u> 集会所を使用する者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償) <u>第6条</u> 集会所の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等) <u>第7条</u> 集会所に備品台帳(様式第1号)及び使用簿(様式第2号)を備え、記録しなければならない。</p> <p>(委任) <u>第8条</u> この規則で定めるもののほか、集会所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>れる者</p> <p>(原状回復) <u>第6条</u> 使用者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償) <u>第7条</u> 使用者は、集会所の施設、その他設備若しくは物品をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等) <u>第8条</u> 集会所に備品台帳(様式第1号)及び使用簿(様式第2号)を備え、記録しなければならない。</p> <p>(管理の委託) <u>第9条</u> 集会所の施設、設備の保全及び使用の承認に関する事務を施設の地区の代表者に委託するものとする。</p>
--	--

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に国府町集会所設置及び管理に関する条例（昭和47年国府町条例第12号）、河原町集会所設置管理条例（昭和45年河原町条例第18号）又は佐治村多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成9年佐治村条例第24号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号 (第7条関係)

集会所備品台帳

品名	構造又は規格	数量	備品番号	取得 年月日	処分 年月日	摘要

様式第2号 (第7条関係)

集会所使用簿

月日	使用時間		使用施設名	使用者又は 代表者氏名	使用 人員	使用目的	摘要
	使時 始	終					

附 則

(施行期日)

(改正前)

様式第1号 (第8条関係)

備 品 台 帳

品名	構造又は規格	数量	備品番号	取得年月日	処分年月日	摘要

(改正後)

様式第1号 (第7条関係)

備 品 台 帳

品 名	構造又は規格	数 量	備 品 番 号	取 得 年 月 日	処 分 年 月 日	摘 要



鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月 日

鳥取市長 竹 内 功

鳥取市規則第 号

鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則

鳥取市集会所管理規則（平成15年鳥取市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同和地区及びその周辺地域」を「地域」に改める。

第3条第1号及び第2号中「同和地区住民及びその周辺住民」を「当該地域の住民」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の目的及び内容

特別対策から一般対策への移行に伴い、用語の整理を行うことを目的とします。(第1条、第3条関係)

### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとします。

鳥取市集会所管理規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、地域における社会教育活動の場を提供するための鳥取市集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 16 年規則 179 号〕)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(使用の基準)</p> <p>第 3 条 集会所は、次に掲げる場合に使用することができる。</p> <p>(1) <u>当該地域の住民</u>の諸会議等</p> <p>(2) <u>当該地域の住民</u>の社会教育活動、研修、学習等</p> <p>(3) その他当該地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合</p> <p>(見出…全部改正・2 項…削除〔平成 16 年規則 179 号〕)</p> <p>第 4 条～第 8 条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、<u>同和地区及びその周辺地域</u>における社会教育活動の場を提供するための鳥取市集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 16 年規則 179 号〕)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(使用の基準)</p> <p>第 3 条 集会所は、次に掲げる場合に使用することができる。</p> <p>(1) <u>同和地区住民及びその周辺住民</u>の諸会議等</p> <p>(2) <u>同和地区住民及びその周辺住民</u>の社会教育活動、研修、学習等</p> <p>(3) その他当該地域の住民の教育文化の向上に寄与する場合</p> <p>(見出…全部改正・2 項…削除〔平成 16 年規則 179 号〕)</p> <p>第 4 条～第 8 条 (略)</p>